

第31回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和6年12月23日(月)
- 2 開催時間 午後4時01分開会 午後4時37分閉会
- 3 開催場所 帯広市役所10階 第6会議室
- 4 出席委員 24名
 - 1番 工藤 美佐
 - 5番 兒玉 康英
 - 8番 河瀬 勉
 - 11番 山口 善則
 - 15番 窪田 さと子
 - 18番 増地 孝昇
 - 21番 廣瀬 貢弘
 - 24番 森 有宏
 - 3番 深田 敬吾
 - 6番 松金 栄治
 - 9番 荒川 満雄
 - 13番 山崎 博之
 - 16番 辻 浩志
 - 19番 岸塚 隆弘
 - 22番 石崎 一彦
 - 25番 飯田 祐一
 - 4番 濱野 敏夫
 - 7番 梶川 毅
 - 10番 大塚 敏幸
 - 14番 落合 憲和
 - 17番 尾関 健一
 - 20番 鹿内 淳一
 - 23番 山本 裕慈
 - 26番 吉田 利彦
- 5 欠席委員 2名
 - 2番 吉田 宏一
 - 12番 室崎 公一
- 6 議事録署名委員
 - 13番 山崎 博之
 - 14番 落合 憲和
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 市街化区域内の農地法第4条に係る農地転用届出について
 - (4) 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に係る専決処分について
 - (5) 報告第5号 調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
 - (6) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (7) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (8) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
 - (9) 議案第4号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
 - (10) 議案第5号 農用地利用集積計画の案の決定について
 - (11) 議案第6号 農用地買入協議要請の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
 - 事務局長 橋向 弘泰
 - 農地係長 佐々木 正人
 - 農地課主任補 本間 大慎
 - 農地課長 高間 裕一
 - 農地係主任 清水 裕貴

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第31回帯広市農業委員会を開会いたします。
吉田 会長	(会長より、近況を含め挨拶)
議長	それでは議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は、24名です。
	議席番号2番 吉田宏一委員、12番 室崎委員につきましては、欠席の申出を受けております。
	委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していることをご報告いたします。
	本日の議事は、開催次第 3. 次第 にあるとおり、報告が5件、議案が6件です。
	(配付資料の確認)
	以上です。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、13番 山崎委員、14番 落合委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
	それでは報告案件に入ります。報告第1号、第3号及び第4号につきましては、事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。
	また、報告第5号につきましては、関連する内容の議案第6号にて、一括してご説明いたします。
	では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」報告いたします。
松金調査委員長	11月分の調査結果について、松金調査委員長より報告をお願いします。
	25日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明、附番41から43の3件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	以上で、11月分の報告を終わります。
議長	ありがとうございました。
	次に、12月分の調査結果について、梶川調査委員長よりお願いいたします。
梶川調査委員長	10日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明、附番44、45の2件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	以上で、12月分の報告を終わります。

議	長	ありがとうございました。 以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。 以上で、報告案件はすべて終了いたしました。 これより議案の審議に入ります。 議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(本間主任補)		農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。 (議案第1号、附番7から9の3件の合意解約について朗読・説明) 以上附番7から9の3件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。
議	長	それでは審議に入ります。 ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。 次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(本間主任補)		農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第2号、附番34及び36から40の賃貸借6件、附番35の使用貸借1件について、調査票に基づき朗読、説明。) 以上附番34から40の7件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議	長	それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。 附番34について、山崎委員よりお願いいたします。
山 崎 委 員		附番34について意見を申し上げます。借主は近隣町で営農を行っている農業者です。家族の従事状況や保有している機械などの能力からみて、申請農地の全面的な利用はできるものと見込まれ、地域調和要件や周辺農地への影響についても問題はないと考えます。意見は以上です。
議	長	ありがとうございました。次に附番36から40について、荒川委員よりお願いいたします。

荒川委員	附番36か附番40の5件について、一括して意見を申し上げます。いずれの借主も、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の周辺で営農を行う農業者です。
議長	これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。意見は以上です。 ありがとうございました。 それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(佐々木係長)	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。 (議案第3号、「1. 農業就業者育成・確保施設整備計画」附番5の農家住宅1件、「2. 農用地利用計画」附番5のその他(農家住宅)への用途変更1件、「3. 農地転用計画」附番5の農家住宅の建築のための農地転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)
議長	それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。 「1. 農業就業者育成・確保施設整備計画」附番5、「2. 農用地利用計画」附番5及び「3. 農地転用計画」附番5について、辻委員よりお願いいたします。
辻委員	それでは意見を申し上げます。附番5です。事務局の説明のとおり、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、農業振興地域計画の変更はやむを得ないものと考えます。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。 (山崎委員挙手) 山崎委員、どうぞ。
山崎委員	「1. 農業就業者育成・確保施設整備計画」と「2. 農用地利用計画」に記載された面積と「3. 農地転用計画」に記載された面積に違いがあるが、どちらが正しいか確認したい。
事務局(佐々木係長)	「3. 農地転用計画」に記載された面積が誤りであり、正しくは「1. 農業就業者育成・確保施設整備計画」と「2. 農用地利用計画」に記載された面積となります。
議長	よろしいでしょうか。
山崎委員	はい。
議長	その他質問等ございますか。
(委員)	(なし)

議	長	ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に 異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。 次に、議案第４号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(佐々木係長)		農地法第５条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第４号、附番５の農家住宅の建設のための農地転用１件、附番６の農家住宅及び農業用施設の建設のための農地転用１件について、調査書に基づき朗読・説明) なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第５条の各要件に合致していることを確認しております。
議	長	それでは、地区担当委員の意見を伺います。 附番５について、辻委員よりお願いいたします。
辻 委 員		それでは申し上げます。附番５です。議案第３号、附番５で申し上げたとおり、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。以上です。
議	長	ありがとうございました。次に附番６について、廣瀬委員よりお願いいたします。
廣 瀬 委 員		それでは申し上げます。附番６です。事務局の説明のとおり、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないと考えます。 以上です。
議	長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。 ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについて、ご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定しました。 次に、議案第５号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(本間主任補)		農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。 (議案第５号、１．一般分 (1)賃借権等の設定 附番３９から４６の８件について調査書に基づき朗読・説明)
事務局(清水主任)		(同、２．公益財団法人北海道農業公社分(1)所有権移転(買入)の附番５の１件、(2)所有権移転(売渡)の附番８から９の２件について、調査書に基づき朗読・説明) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に規定する各要件を満たしているものと考えます。

議	長	それでは審議に入ります。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第6号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(清水主任)		農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、次の農用地買入協議要請について決定を求めます。 (議案第6号、附番6から8の3件について、調査書に基づき朗読・説明) 以上につきましては、北海道農業公社による買入が特に必要と認められることから帯広市長に対し、同公社による買入協議を行うよう要請するものです。
議	長	それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは農用地買入協議要請を決定することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本件は帯広市長に対して農用地買入協議の要請することに決定いたしました。 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。 予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
(委 員)		(なし)
議	長	特に無いようですので、以上で終了いたします。 次に、事務局より連絡事項を説明させます。
事務局(佐々木係長)		(事務局から連絡事項の説明)
議	長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委 員)		(なし)
吉 田 会 長		(会長より、年末を迎えるにあたっての挨拶)
議	長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長		ご起立願います。お疲れさまでした。